

## 川口市放課後 DX 推進実証事業委託に係るプロポーザル実施要領

### 1 目的

こども家庭庁の「放課後児童クラブ利用手続き等に関わる DX 推進実証事業」の補助金を活用し、放課後児童クラブにおける行政報告業務の DX を推進する。現在、施設から本市へ毎月提出される実績報告（児童の出席状況、支援員配置等）が手書きや Excel などのアナログな手法で実施されており、現場職員及び報告を審査する本市職員の双方にとって大きな業務負担となっている。

本事業は、現在放課後児童クラブで利用されている入退室管理・勤怠管理システムのデータを起点とし、実績データの自動集計・可視化等を行うことで、報告業務の負担を軽減し、働き方改革及び本市の業務高度化に資することを目的とする。

この要領は、前述の目的に即した放課後 DX 推進実証事業を委託する事業者をプロポーザル方式により選定するため、その実施方法等必要な事項を定める。

### 2 業務概要

- (1) 業務名 川口市放課後 DX 推進実証事業委託
- (2) 履行場所 川口市内放課後児童クラブ
- (3) 履行期間 契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで
- (4) 業務内容 別紙「川口市放課後 DX 推進実証事業委託業務委託仕様書」のとおり

### 3 実施形式 公募型

### 4 見積限度額 10,496,000 円（消費税及び地方消費税込）

### 5 スケジュール

- (1) 公募開始 令和 8 年 5 月 13 日（水）
- (2) 参加申込の受付締切日 令和 8 年 5 月 21 日（木）
- (3) 参加資格の確認結果通知 令和 8 年 5 月 22 日（金）
- (4) 質問締切日 令和 8 年 5 月 20 日（水）※随時回答
- (5) 質問回答日 令和 8 年 5 月 21 日（木）
- (6) 提案書提出締切日 令和 8 年 6 月 1 日（月）午後 1 時
- (7) 選定結果通知日 令和 8 年 6 月 8 日（月）

### 6 参加資格

次の要件全てに該当する者とします。

- (1) 令和 8 年度川口市物品入札参加資格者名簿に登載されていること。
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項（※）の規定に該当しないこと。

- ※①当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- ②破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ③暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条第1項各号に掲げる者

- (3) 川口市有資格業者に対する入札参加等停止の措置基準の規定による入札参加等停止措置の期間中でないこと。
- (4) 川口市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱の規定による指名除外措置の期間中でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく会社更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (6) 会社法（平成17年法律第86号）の規定に基づく精算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。
- (7) 同一の案件に参加しようとする者のうちに、その者の代表者（見積り及び契約の締結権限を有する受任者を含む。）と同一人が代表者となっている者が含まれていない者であること。
- (8) 提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。
- (9) 本市放課後児童クラブ受託事業者が利用している ICT システム提供事業者であること。

## 7 質問回答

- (1) 質問方法 担当課メールアドレスへメールで送付  
電話又は口頭による質問は受け付けません。
- (2) 質問書送付先 メールアドレス  
質問受付期間 令和8年5月13日（水）～令和8年5月20日（水）  
※期間中に受け付けた質問は、回答期限を待たず、随時回答します。
- (3) 質問回答期限 令和8年5月21日（木）
- (4) 回答方法 参加申込書に記載されたアドレスへメールで通知

## 8 参加申込手続

参加を希望し、参加資格を満たす者は、次のとおり提出してください。

- (1) 受付期間 令和8年5月13日（水）～令和8年5月21日（木）  
期間外の提出は受け付けません。
- (2) 提出方法 電子メール
- (3) 提出書類 参加申込書（様式2）
- (4) 提出先 川口市教育局学務課 ([210.01040@city.kawaguchi.saitama.jp](mailto:210.01040@city.kawaguchi.saitama.jp))

## 9 参加資格の確認通知

- (1) 通知期限 令和8年5月22日(金)までに、参加の可否を通知します。
- (2) 通知方法 参加申込書に記載されたアドレスへメールで通知

## 10 提案書等の提出

別添の評価基準の内容に従い、企画提案書を作成してください。また、提案内容は専門的な知識を持たない者であっても理解できるよう、分かりやすい表現としてください。

- (1) 受付期間 令和8年5月22日(金)～令和8年6月1日(月)午後1時  
期間外の提出は受け付けません。
- (2) 提出方法 電子メール
- (3) 提出書類 ①企画提案書(頭紙)(様式3)  
②企画提案書  
③見積書

## 11 選定方法

- (1) 別添の評価基準に基づき、書類審査により行います。
- (2) 選定の結果、評価点の合計が最も高い者を優先交渉権者とし、随意契約の交渉を行います。ただし、その者と合意に至らない場合は、評価点の高い順に交渉を行います。
- (3) 評価点の合計が同点の場合は、選定委員会の多数決により順位を決定します。
- (4) 次の事項のいずれかに該当する提案者は失格(選定対象からの除外)とするとともに、その参加申込書及び提案書を無効とします。
  - ア 提出期限を過ぎて提案書を提出した者
  - イ 提案書に虚偽の内容が記載されている者
  - ウ 選定の公平性を害する行為があったと選定委員会が認めた者
  - エ 見積書の金額が見積限度額を超えている者

## 12 選定結果の通知・公表

選定結果は、優先交渉権者を特定後、次の事項を書面で通知するとともに、市ホームページに掲載します。また、失格となった場合は別途通知します。

なお、優先交渉権者として特定されなかった場合、通知を受けた日の翌日から起算して7日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

- ・通知する者の得点
- ・優先交渉権者名と得点
- ・その他の参加者の名称の無い得点一覧

## 13 提出された書類について

- (1) 提出された書類は返却しません。

- (2) 提出された書類は、このプロポーザルに係る選定以外には使用しません。ただし、情報公開請求があった場合には、川口市情報公開条例に基づき、第三者に開示する場合があります。
- (3) 提出後の訂正、差替えは、川口市から指示があった場合を除き認めません。

#### 1 4 契約条件

- (1) 優先交渉権者と、委託内容、仕様書、経費等について交渉を行ったうえで、再度見積書の提出を求め、契約を締結します。
- (2) 委託事業の全部又は主要部分を一括して第三者に再委託することはできません。
- (3) 委託事業の実施に際して個人情報を取得したときは、個人情報の保護に関する法律等を遵守し、個人情報の保護に関し必要な措置を講じて、適正な管理を行うものとします。
- (4) その他契約に関する条項は川口市契約に関する規則によります。

#### 1 5 その他

- (1) このプロポーザルにかかる費用は、すべて参加者の負担とします。やむを得ない理由によりこのプロポーザルが中止された場合においても、それまでに要した費用を川口市に請求することはできません。
- (2) 参加申込書の提出後に参加を辞退する場合は、辞退届（様式4）を提出してください。
- (3) 提案書の著作権は、その提案書を作成した者に帰属するものとしますが、契約相手となった者の提案書については、事前に通知することにより川口市が無償で使用できるものとします。
- (4) 選定後又は契約締結後に、優先交渉権者の提案書における虚偽内容の記載又は選定の公平性を害する行為があったと判明した場合は、優先交渉権の取り消し又は契約を解除することがあります。

#### 1 6 問合せ先

川口市教育局学務課放課後児童クラブ係 DX 推進実証事業担当  
〒332-8601 埼玉県川口市青木 2-1-1  
電話番号 048-259-7659  
電子メール 210.01040@city.kawaguchi.saitama.jp